

第2期越生町 地域福祉計画



越生町のマスコット「うめりん」

令和6年3月
埼玉県 越生町

ごあいさつ

越生町は、少子化や急速な高齢化に伴う本格的な人口減少を向かえています。また、地域社会においては、住民同士のつながりが希薄化しており、家族や地域で支え合う機能が弱まっています。

このような状況の中、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向け、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、さらには障がいのある方や、子育て家庭などでも、不安や孤立感を抱え、ひとりで悩む方が増えております。

そこで越生町は、第六次越生町長期総合計画のまちの将来像である「みどりとせせらぎのまち越生～笑顔と活気に満ち夢が広がるまちづくり～」の実現に向け、第1期計画から継続した目標である「みんなで支え合う安心して暮らせる越生町」を基本理念として掲げた「第2期越生町地域福祉計画」を策定しました。

本計画の施策の展開にあたりましては、地域の課題を地域の力で解決することができるよう、地域住民一人ひとりの地域福祉に対する意識改革や地域活動への参加意識の啓発と向上を図り、関連する施策の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

今後とも本計画の推進に向け、町民の皆様の地域福祉へのご理解ご協力と積極的なご参加をお願い申し上げます。

結びに本計画の策定にあたりまして、ご協力いただきました地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

越生町長 新井 康之

◆ 目 次 ◆

第1章 計画策定にあたり

- 1. 地域福祉とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 計画の根拠と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 福祉を取り巻く町の現状

- 1. 総人口と世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2. 成年後見人町長申立ての状況・・・・・・・・ 6
- 3. 刑法犯認知件数等の状況・・・・・・・・・・・・ 6
- 4. 地域福祉計画の必要性・・・・・・・・・・・・ 8
- 5. アンケート調査結果から・・・・・・・・・・・・ 10

第3章 計画の理念と施策体系

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3. 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第4章 施策の展開

- 基本目標1 みんなで支え合うまちづくり・・・・・・・・ 22
- 基本目標2 住民参加のまちづくり・・・・・・・・・・・・ 27
- 基本目標3 安心して暮らせるまちづくり・・・・・・・・ 31
 - 越生町成年後見制度利用促進計画・・・・・・・・ 37
 - 越生町再犯防止推進計画・・・・・・・・・・・・ 41

第5章 計画の推進に向けて

- 1. 住民の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 2. 関係機関や各種団体との連携・・・・・・・・ 44
- 3. 庁内推進体制の充実・・・・・・・・・・・・・・ 44

4. 計画の評価・推進体制の確立	45
------------------	----

資料編

越生町地域福祉計画策定委員会設置要綱	46
越生町地域福祉計画庁内推進委員会設置要綱	48
計画策定の経過	50

第1章 計画策定にあたり

1. 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域で誰もがその人らしく、安心していきいきとした生活を送れるよう、地域住民や団体、企業、行政等がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決等に取り組む考え方です。

2. 計画策定の趣旨

現在、全国的に地域の中では社会環境の変化に伴い様々な問題が生じており、地域福祉の推進にあたっては、地域のためにできることは何かを考えながら、自分や家庭の力でできることは自分で行う「自助」、地域における支えあいや助けあい活動を行う「共助」、地域の諸課題を行政等と住民との協働により、地域の特性に応じたきめ細かい施策を推進する「公助」の役割分担と連携が求められています。

このたび、地域福祉について規定している社会福祉法の一部改正（令和3年4月1日施行）への対応や、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等の福祉分野において、個人や世帯の抱える課題が複雑化・複合化している状況への対策が必要なことから、新たに「第2期越生町地域福祉計画」を策定しました。

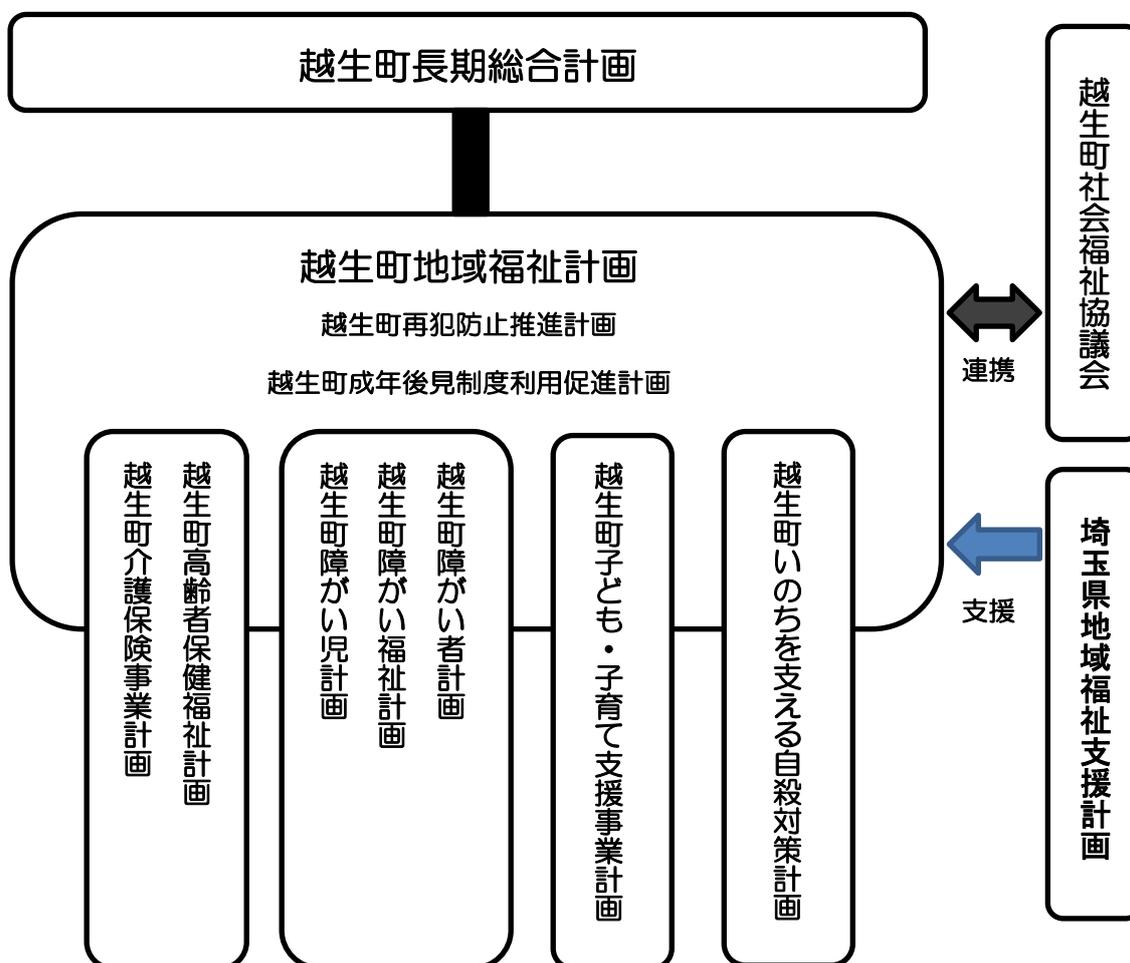
第1章 計画策定にあたり

3. 計画の根拠と位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」であり、市町村が住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題等を明らかにし、必要な支援を提供する体制を構築するための計画です。

第六次越生町長期総合計画や、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画など他の計画等と整合性を図りつつ、地域住民の福祉と健康に関わる様々な地域課題を解決していくための取組等を示した計画です。

この第2期越生町地域福祉計画は、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項として成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を包含するものです。



4. 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和10年度とする5か年計画とし、社会状況変化により、計画の見直しの必要性が生じた場合は随時見直すこととします。

計画期間

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	第2期越生町地域福祉計画〔R6～R10〕				
	第9期越生町高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画〔R6～R8〕				
	第8期越生町障がい者計画 〔R6～R8〕				
	第7期越生町障がい福祉計画・ 第3期障がい児計画〔R6～R8〕				
第2期越生町子ども・子育て 支援事業計画〔R2～R6〕					
	第2期越生町いのちを支える自殺対策計画〔R6～R10〕				

第2章 福祉を取り巻く町の現状

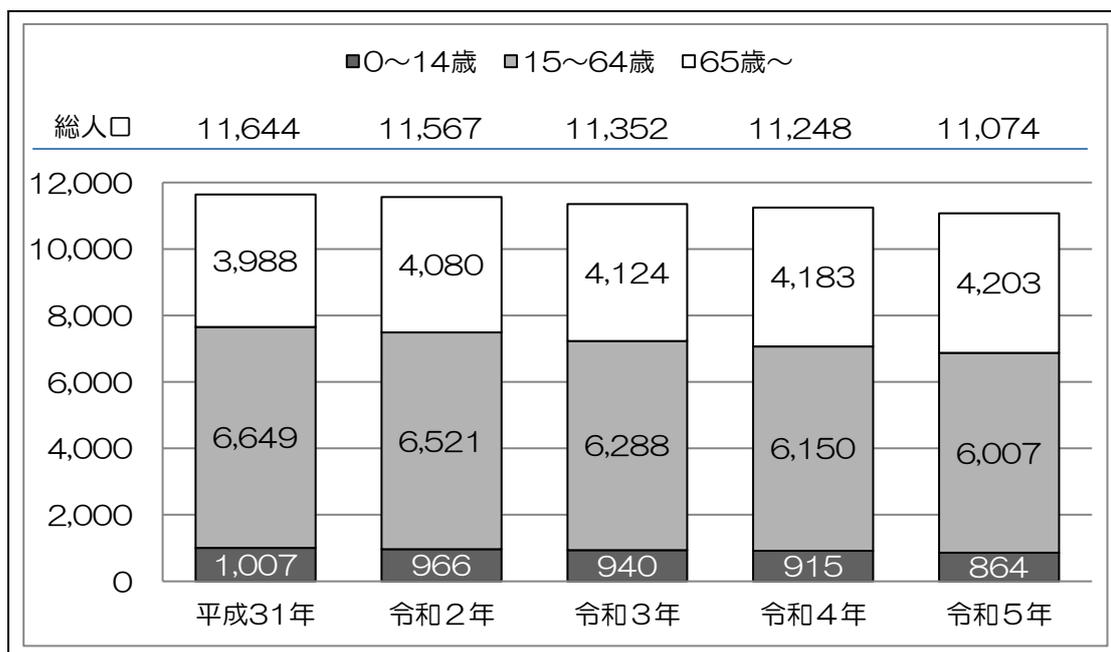
1. 総人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は、令和5年1月1日現在の住民基本台帳によると11,074人となっています。平成31年からの5年間の推移をみると、減少傾向にあり、5年間で570人減っています。また、年齢3区分別の人口をみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、15～64歳、0～14歳の人口は減少しており、本町の人口の推移は少子高齢化の傾向となっています。

■年齢3区分別人口の推移

(単位：人)



(各年1月1日現在)

資料：町民課

第2章 福祉を取り巻く町の現状

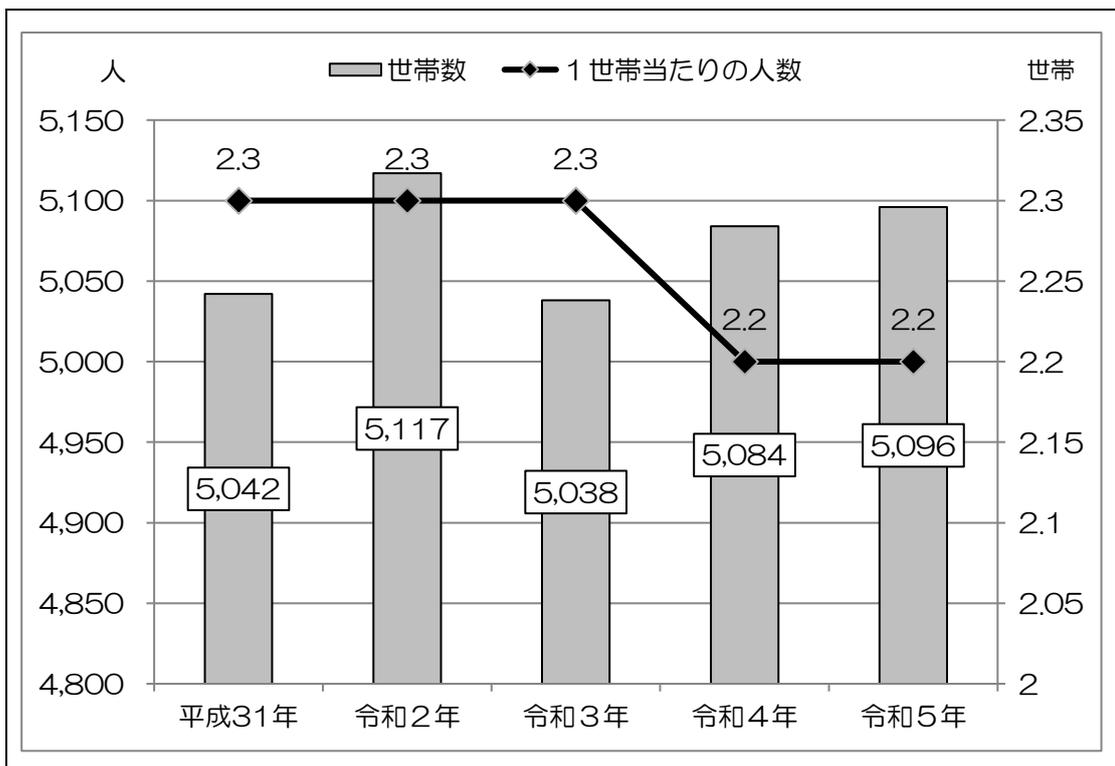
(2) 世帯数と一世帯当たり人数の推移

本町の世帯数は、令和5年1月1日現在、5,096世帯となっています。

平成31年から5年間の推移をみると、コロナ禍前の令和2年に増加がみられましたが、翌年は落ち込み、その後、令和5年まで微増となっています。

また、総人口は減少傾向であるため、一世帯当たりの人数は減少してきています。今後も、本町では核家族及び単身世帯が増加していくと予想されます。

■世帯数及び一世帯当たりの人数の推移



(各年1月1日現在)

資料：町民課

第2章 福祉を取り巻く町の現状

2. 成年後見人町長申立ての状況

成年後見制度では、申立てできる人は、原則4親等以内の親族とされているところです。しかしながら身寄りが無い方や、親族がいるものの様々な理由により申立てできない場合、虐待等により対応が必要な場合は、市町村長が申立てできることとされています。

(単位:件)

	高齢者	障がい者	計
平成30年度	0	0	0
令和元年度	3	0	3
令和2年度	2	0	2
令和3年度	1	1	2
令和4年度	0	0	0

資料：健康福祉課

3. 刑法犯認知件数等の状況

本町の犯罪認知件数は、令和4年中が117件となっており、前年から90件の増加となっています。住宅対象侵入窃盗の被害が増えたことが最大の理由です。また、人口に対しての犯罪率では、令和4年において10.8%となり、埼玉県内で、ワースト1位となってしまいました。西入間警察署管内の再犯率は、約50%となっており、横ばいで推移しています。

犯罪認知件数(確定値)

(単位:件)

	令和3年12月末	令和4年12月末	前年同期比
路上強盗	0	0	0
ひったくり	0	0	0
住宅対象侵入窃盗	0	81	81
自動車盗	0	0	0
オートバイ盗	0	0	0
自転車盗	0	3	3
車上ねらい	2	0	-2
部品ねらい	1	2	1
その他	24	31	7
計	27	117	90

資料：埼玉県警察本部ホームページ「犯罪統計」

第2章 福祉を取り巻く町の現状

犯罪認知件数・犯罪率（確定値）

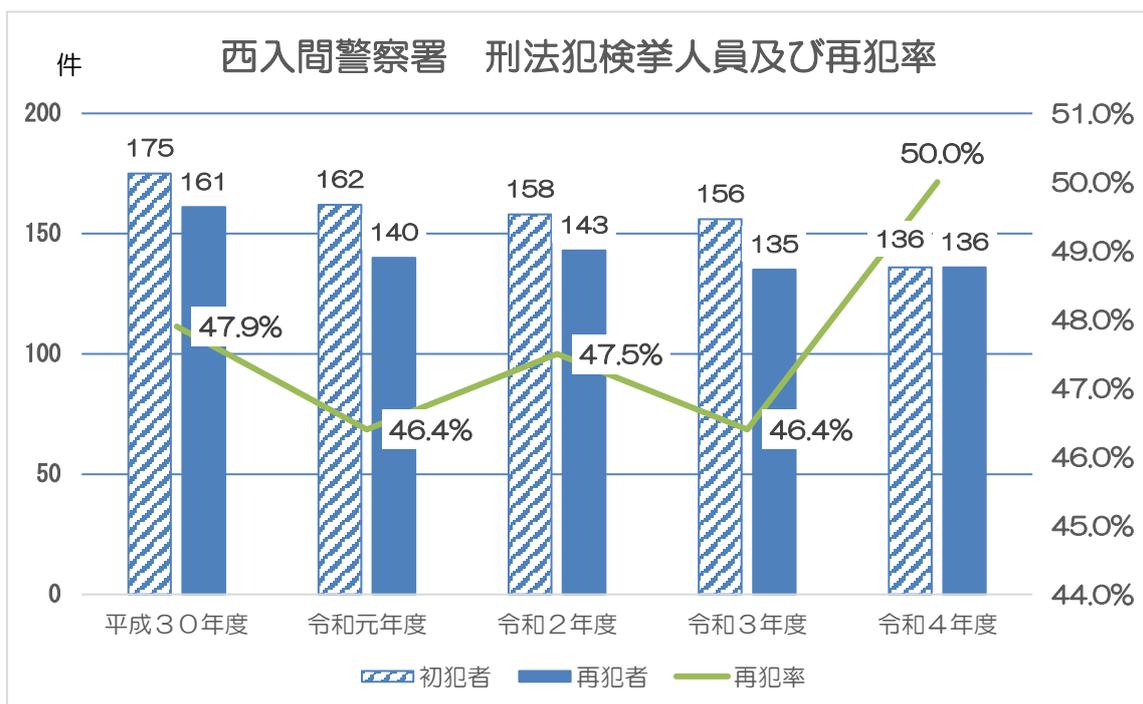
	令和3年12月末	令和4年12月末
認知件数	27 件	117 件
推計人口	10,866 人	10,840 人
犯罪率	2.5 %	10.8 %
県内順位	69位/72中	1位/72中

資料：埼玉県警察本部ホームページ「犯罪統計」

※人口は、各年ともに4月1日の推計人口

※（犯罪率の）県内順位

同数は小数点第2位以下の数値で順位決定



※再犯者とは刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く）の別を問わず、前科又は前歴を有する者をいう。

データ提供：埼玉県警察本部

4. 地域福祉計画の必要性

(1) 地域社会の変化

全国的に、少子高齢化、核家族化が進み、さらに個人の価値観が多様化することにより、家族や地域で相互に支え合う機能は弱まり、住民が共に支え合い、助け合うという社会的なつながりも希薄になってきています。

本町では29の行政区がそれぞれの地域のつながりの中で活動しています。祭りや郷土芸能といった伝統行事も継承されており、人と地域、地域と地域の絆が根強く残っている地区もあります。

こうした中、住み慣れた地域で誰もが自分らしく充実し、安心して暮らせる地域づくりが求められています。

地域の課題や問題を地域全体で共有し、解決に地域が主体性をもって取り組むことが重要とされており、地域づくりや支え合い活動を実践する仕組みづくりが必要です。

(2) 社会福祉の制度の変化

平成29年に社会福祉法が改正され、地域福祉の理念が明記されるとともに「包括的な支援体制づくり」に努めることが規定されました。

さらに国は、市町村における包括的な支援体制を全国に整備する方策を検討するため、令和元年度に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」を設置し、同年12月26日に最終取りまとめを公表しました。この取りまとめを踏まえ、令和2年6月12日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、社会福祉法が一部改正されました。

そこで市町村は、包括的な支援体制を構築するため「重層的支援体制整備事業」の実施が必要とされています。

また、精神保健に関する課題が、市町村における母子保健、介護、困窮者支援等の分野を超えて顕在化していることから「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築も求められています。

(3) 住民と行政のかかわり方の変化

福祉をはじめ様々な分野で、ボランティア活動などの広がりが見られます。こうした住民活動の高まりを背景に、これからの地域社会づくりにおいては、住民自らが生活課題の解決を図ることができるような組織や仕組みづくりが求められています。

また、災害時に、緊急かつ的確に高齢者や障がいのある方などの避難行動要支援者を支援するための計画を地域福祉計画に盛り込むよう国から通知されており、住民自らが防災・防犯意識を高めるとともに、日頃から地域の避難行動要支援者の状況を把握し、いざというときに助け合える関係を築いていくことが必要となっています。

第2章 福祉を取り巻く町の現状

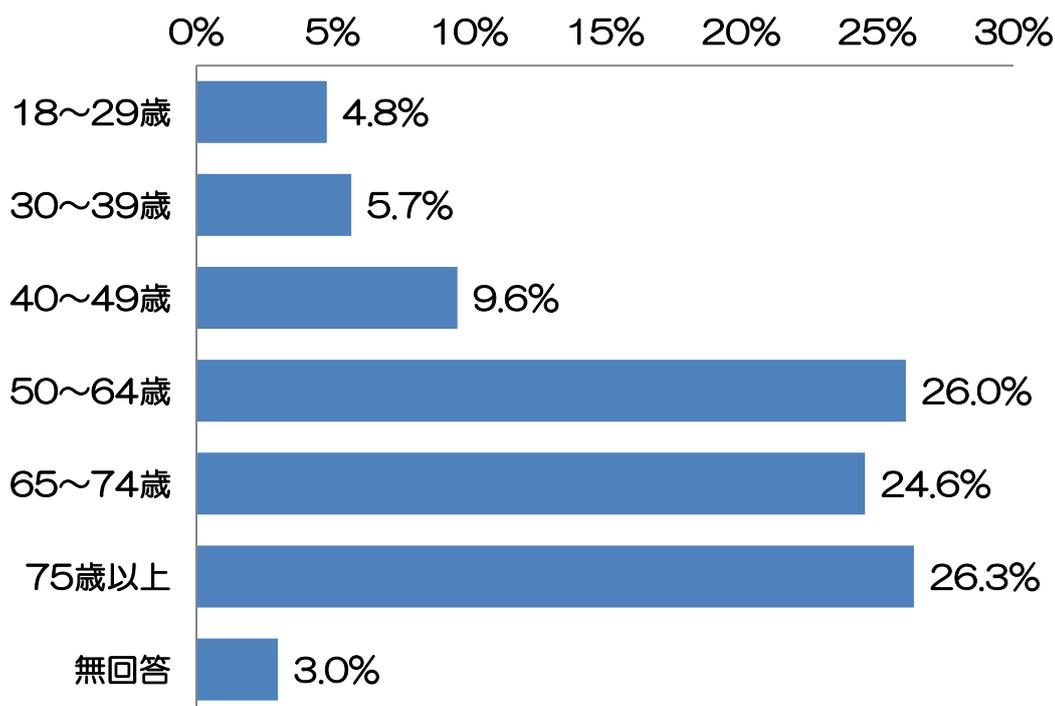
5. アンケート調査結果から

町では、本計画策定にあたり、住民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握し、計画を策定するための基礎資料とするため、令和5年2月～3月に町在住の18歳以上の男女600人を対象に住民意識調査を実施しました。回収結果及び調査結果の概要は以下のとおりです。

調査対象者数（配布数）	回答者数	回収率
600人 （無作為抽出）	334人	55.7%

（1）回答者の年齢

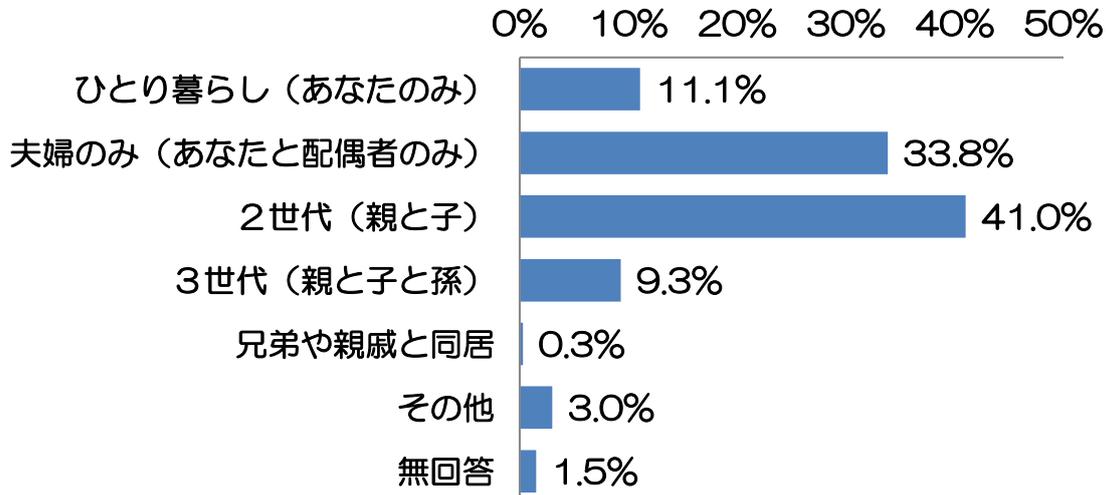
調査の回答率を年代別に見ると、75歳以上が26.3%と最も多く、次いで50～64歳が26.0%、65～74歳が24.6%の順になっています。



第2章 福祉を取り巻く町の現状

(2) 家族の状況

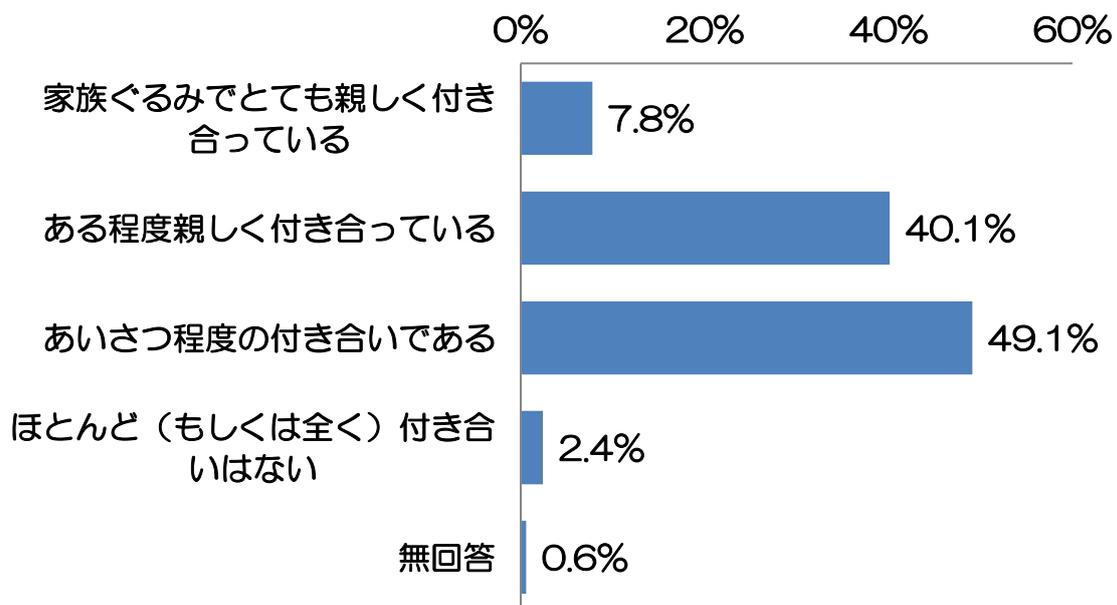
二世世代家族（親と子）が最も多く、次いで夫婦のみ（あなたと配偶者）の世帯、ひとり暮らし（あなたのみ）の世帯と続いています。



(3) 近所づきあいの状況

Q・あなたは、どのような近所づきあいをされていますか。

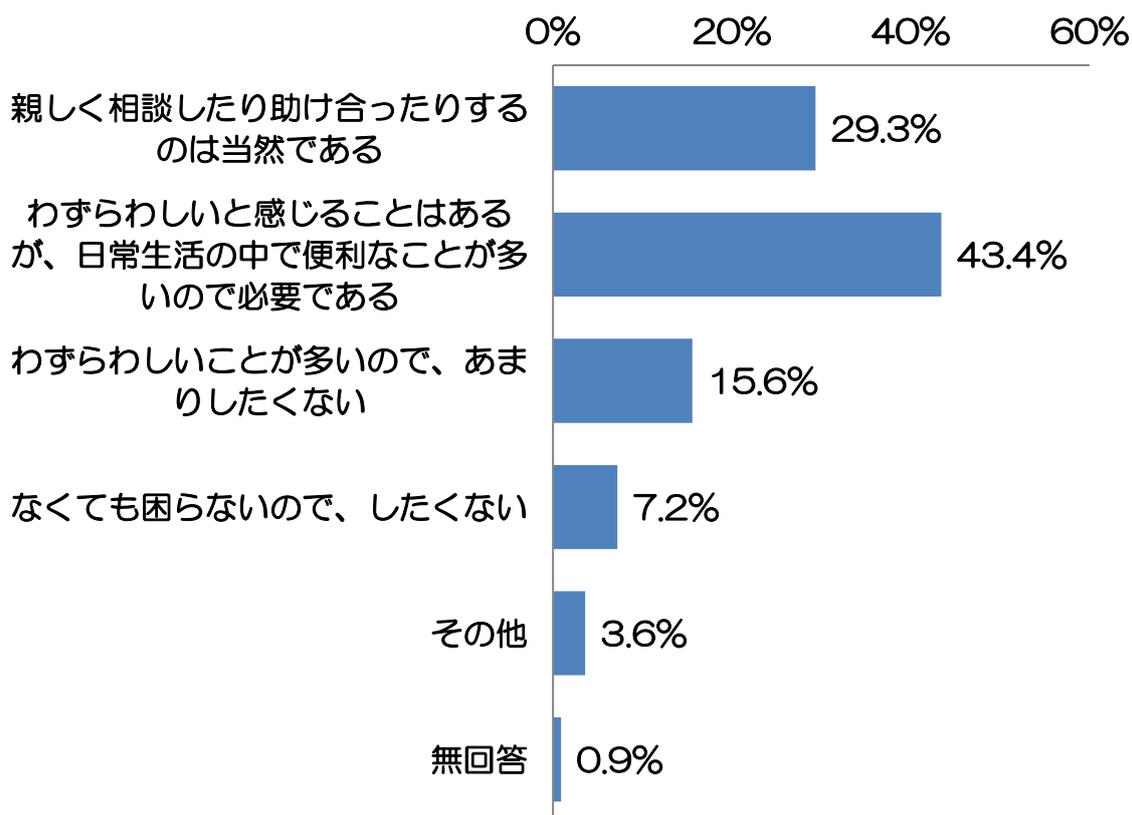
隣近所との付き合いで最も多いのは「あいさつ程度の付き合い」が49.1%、次いで「ある程度親しく付き合っている」が40.1%で、「家族ぐるみでとても親しく付き合っている」が7.8%であったことから、隣近所とつながりは薄れてきていると考えられます。



第2章 福祉を取り巻く町の現状

Q・あなたの近所づきあいに対する考え方は、次のどれですか。

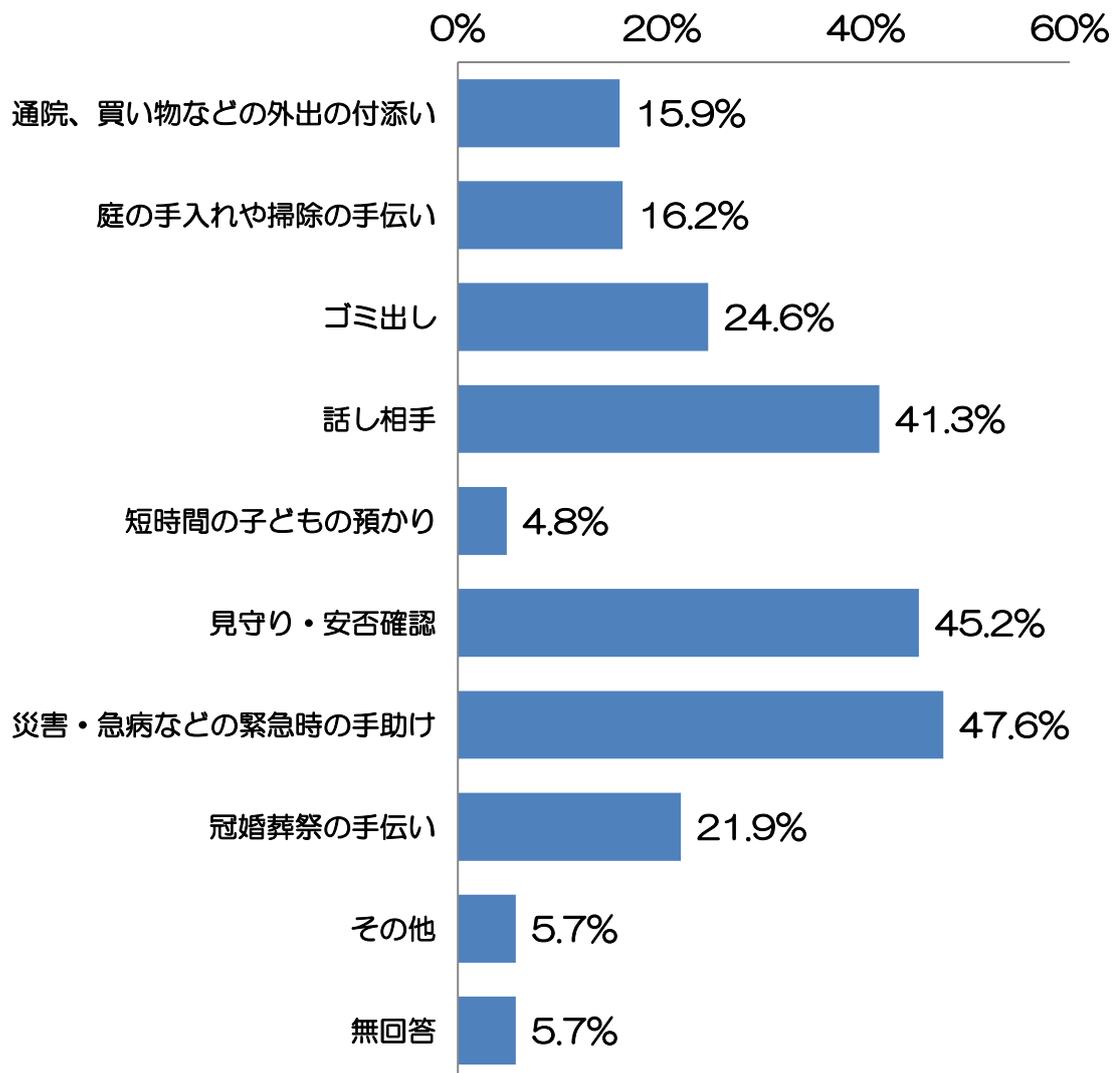
「わずらわしいと感じることはあるが、日常生活の中で便利なことが多いので必要である」が43.4%で最も多く、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」が29.3%となっています。



第2章 福祉を取り巻く町の現状

Q・あなたが手助けできると思う地域での支え合い活動には、どのようなものがありますか。（複数回答）

手助けできる地域の支え合い活動は、災害・急病などの緊急時の手助けが47.6%、見守り・安否確認が45.2%の方ができると答えています。



第2章 福祉を取り巻く町の現状

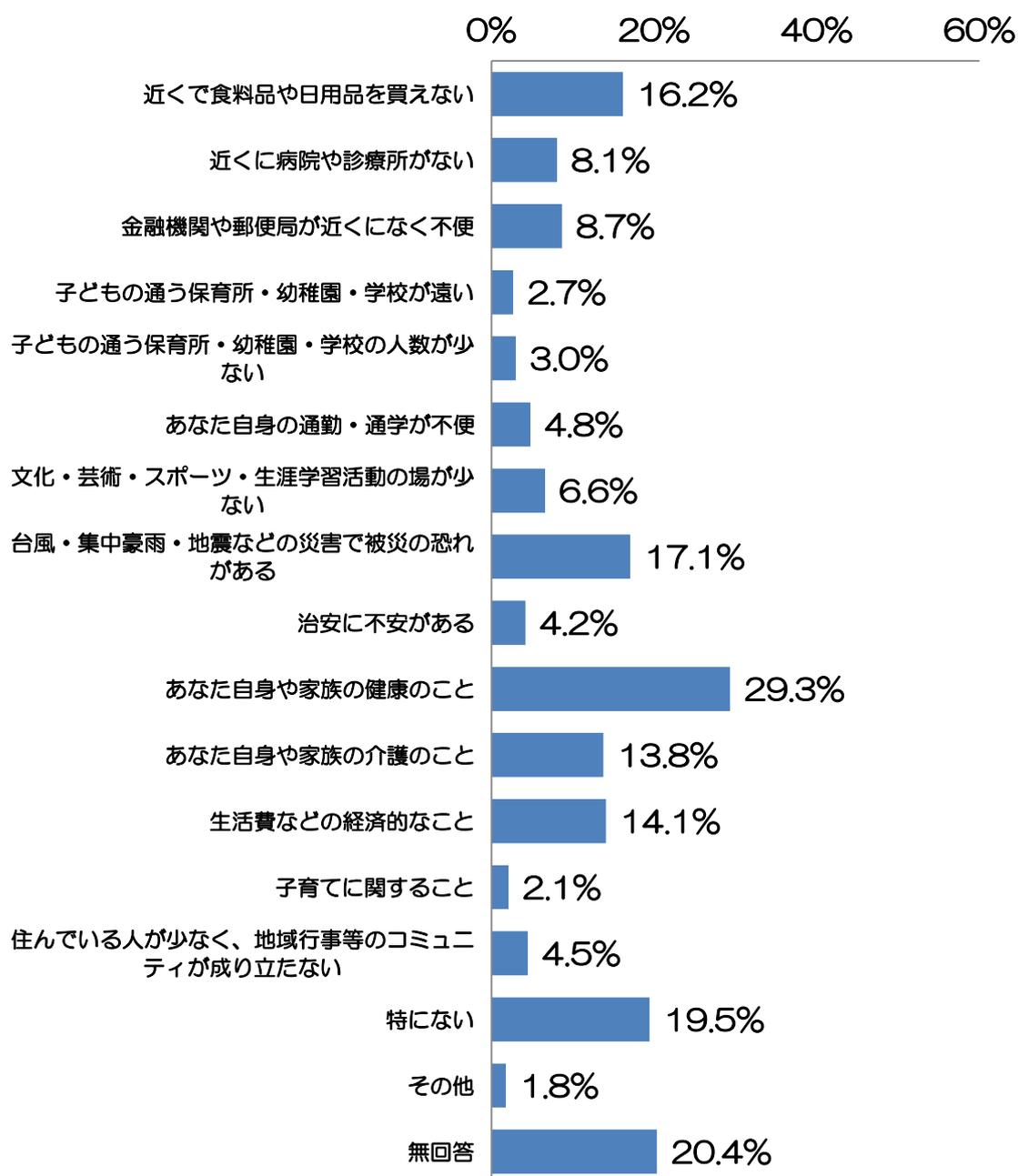
(4) 現在、10年後の困りごと、不安なこと

Q・あなたは、生活する上で、現在、困りごとや不安なことはありますか。

また、10年後の生活を考えたときに不安なことはありますか。

(複数回答)

【現在】

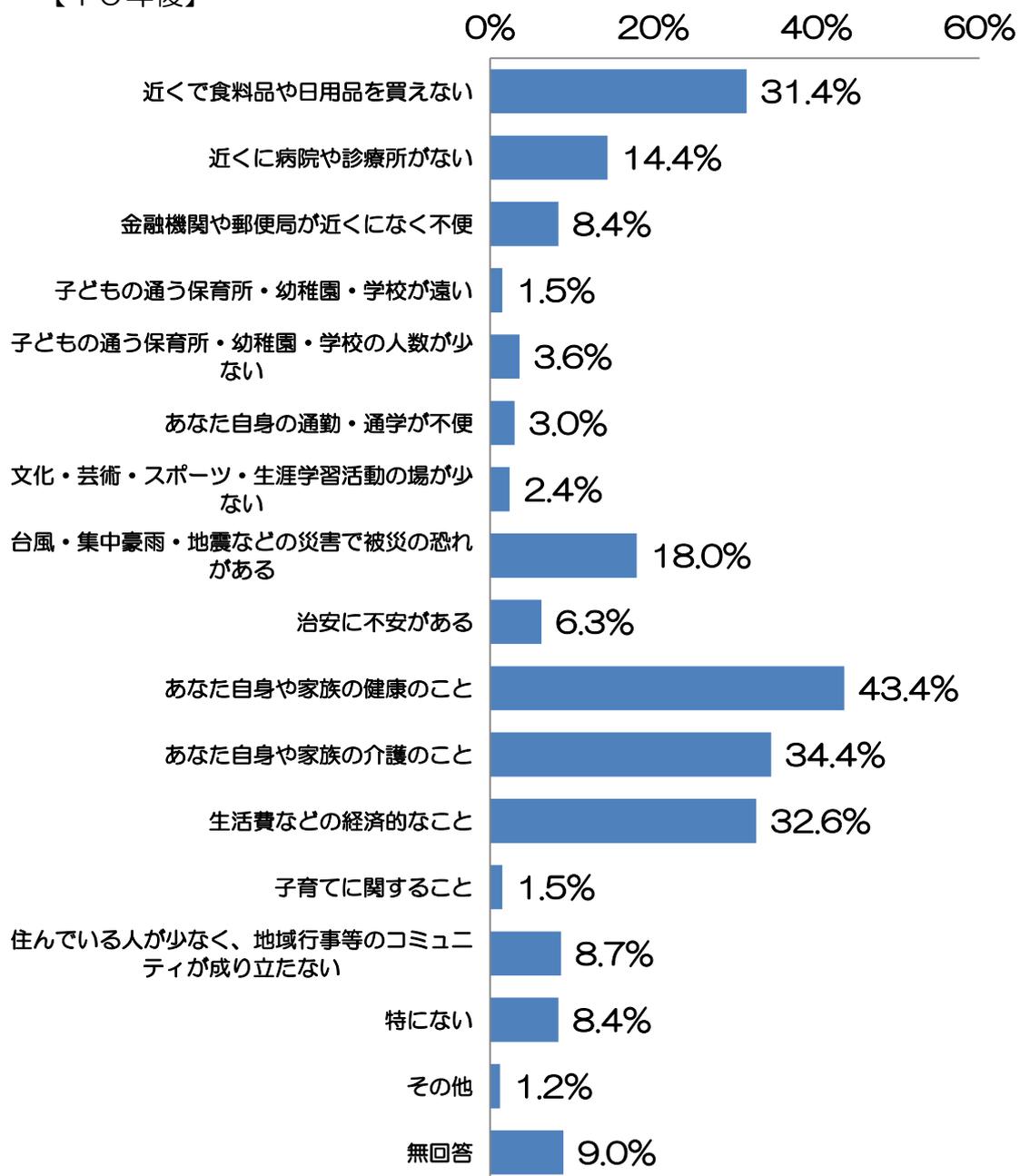


第2章 福祉を取り巻く町の現状

現在の生活での困りごと、不安なことについては、「あなた自身や家族の健康のこと」が最も多く、「特にない」、「台風・集中豪雨・地震などの災害で被災の恐れがある」の順番になっています。

10年後については、「あなた自身や家族の健康のこと」が最も多く、次に「あなた自身や家族の介護のこと」、「生活費などの経済的なこと」となっています。アンケートに回答した人の7割以上が50歳以上であることも影響していると思われます。

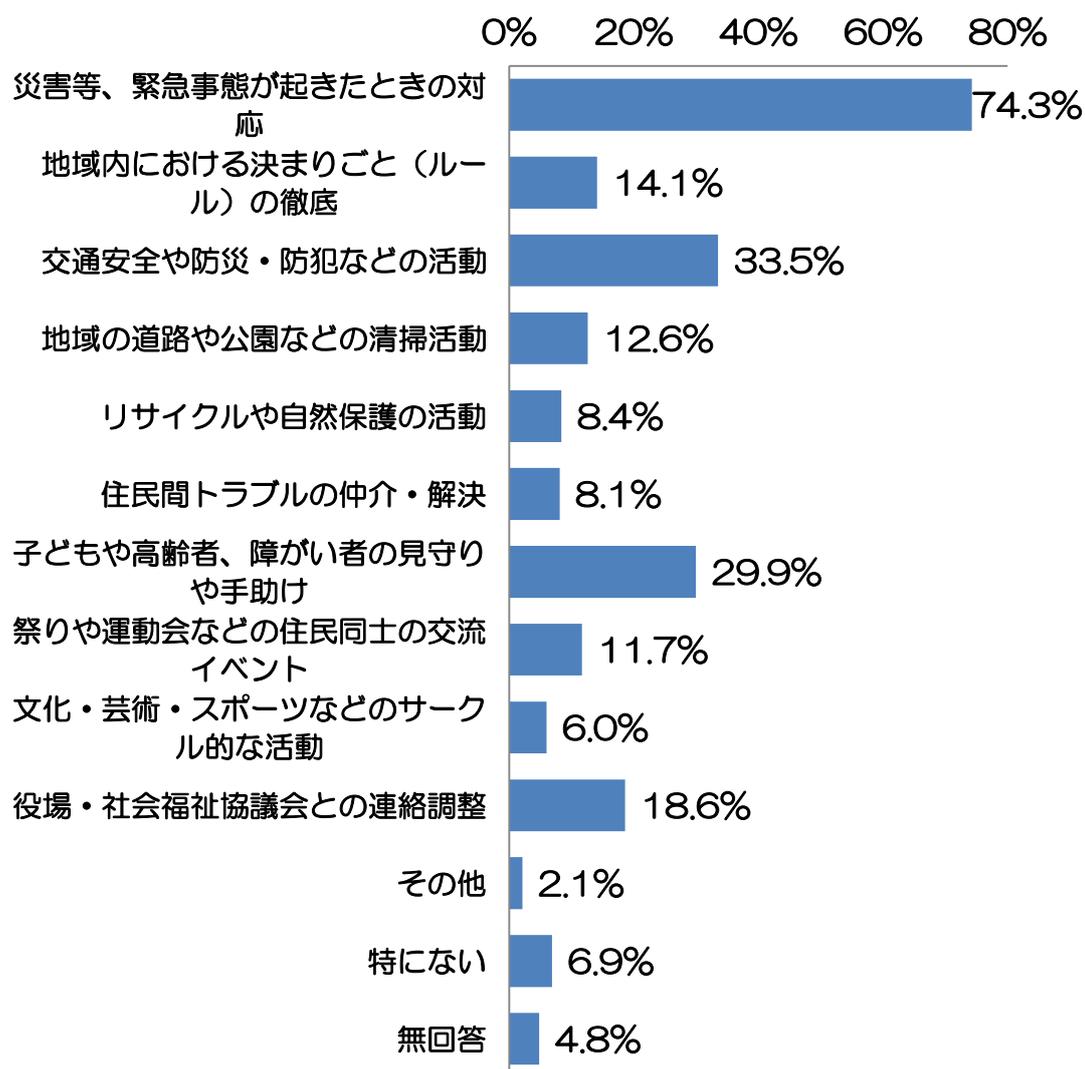
【10年後】



第2章 福祉を取り巻く町の現状

Q・あなたが住んでいる地区のなかで安心して暮らしていくには、地区にある組織や団体に対してどのような活動を期待していますか。（複数回答）

最も多かったのは「災害等、緊急事態が起きたときの対応」で、次に「交通安全や防災・防犯などの活動」、「子どもや高齢者、障がい者の見守りや手助け」となっています。



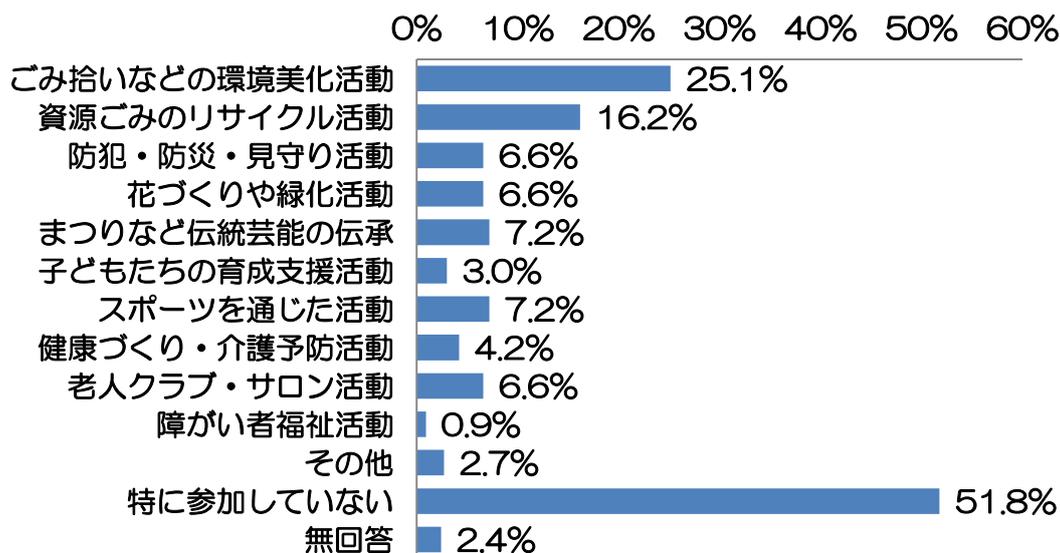
第2章 福祉を取り巻く町の現状

(5) ボランティア活動の実施状況

Q・あなたは地域のボランティアで、どのような活動に参加していますか。

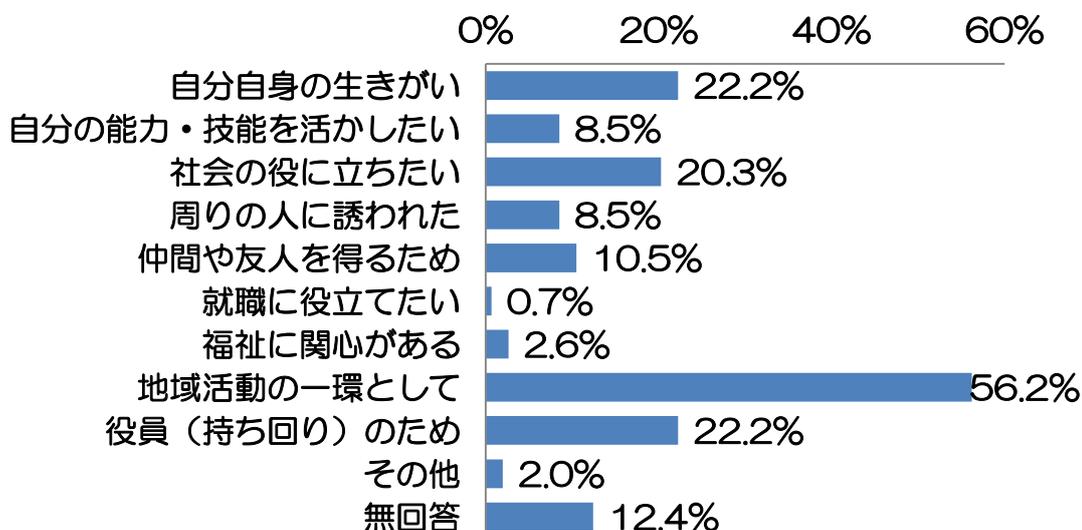
(複数回答)

「特に参加していない」と答えた方が51.8%、「ごみ拾いなどの環境美化活動」と答えた方は25.1%となっています。



Q・地域のボランティア活動に参加している方にお聞きします。ボランティア活動に参加している理由はなんですか。(複数回答)

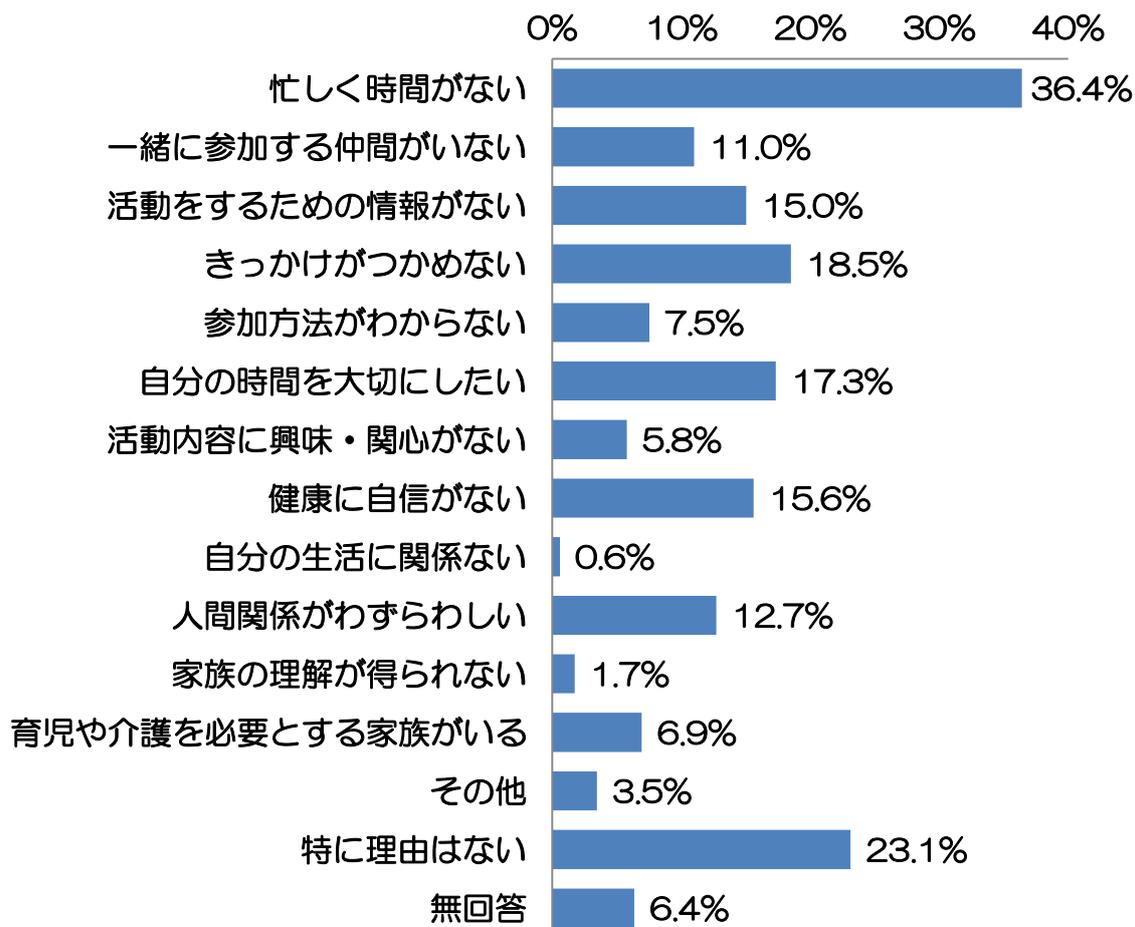
「地域活動の一環として」が最も多く、次に「役員(持ち回り)のため」と「自分自身の生きがい」となっており、地域に密着した活動が主な理由となっています。



第2章 福祉を取り巻く町の現状

Q・地域のボランティア活動に参加していない方にお聞きします。活動に参加していない理由はなんですか。（複数回答）

「忙しく時間がない」が36.4%で最も多く、次に「特に理由はない」が23.1%、「きっかけがつかめない」が18.5%となっています。



第3章 計画の理念と施策体系

1. 基本理念

本計画は、町の上位計画である第六次越生町長期総合計画のまちの将来像「みどりとせせらぎのまち越生～笑顔と活気に満ち夢が広がるまちづくり～」の実現に向け、地域福祉の分野において、全ての地域住民がより暮らしやすいまちづくり、住んでよかったと思えるまちづくりを目指し、基本理念を次のように定めます。

基本理念：みんなで支え合う 安心して暮らせる越生町

2. 基本目標

将来像を実現するために、次の3つの基本目標を設定し、この基本目標の実現のため、具体的な施策を位置付けることとします。

(1) 基本目標1 みんなで支え合うまちづくり

【課題】

コロナ禍の影響により、自治会活動等が制限されてきました。また、人口の減少や少子高齢化・核家族化などによりコミュニケーションが不足し、隣近所との付き合いが減っています。地域住民に対し、コミュニケーション活動を促進する情報を提供しつつ、自治会活動を支援していく必要があります。

【方向性】

- ①大規模災害が発生した場合などにも対応できるよう、地域のつながりや人との絆の大切さを再確認するため、地域でのネットワークの構築・強化と活動を推進します。
- ②共助の考えを広め、住民の自主的な活動による支え合いを推進します。

第3章 計画の理念と施策体系

(2) 基本目標2 住民参加のまちづくり

【課題】

アンケート調査結果によると、近所づきあいに対して「あいさつ程度の付き合い」との回答が約半数を占めており、地域のつながりの希薄化が深刻となっています。一方、近所づきあいに対する考え方においては「助け合うのは当然・わずらわしいが、必要」と多くの方が回答しており、必要性を感じていることがわかります。ボランティア活動に関しては、半数以上が参加していない状況です。地域福祉活動を担う人材の確保及び、積極的なボランティア活動を推進する必要があります。

【方向性】

- ①人材不足を解消するため、地域福祉の担い手を発掘・育成できる環境づくりを行います。
- ②地域の人々が困りごとを抱えている人に気づき、適切な支援機関等につなげる地域づくり、仕組みづくりを推進します。

(3) 基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

【課題】

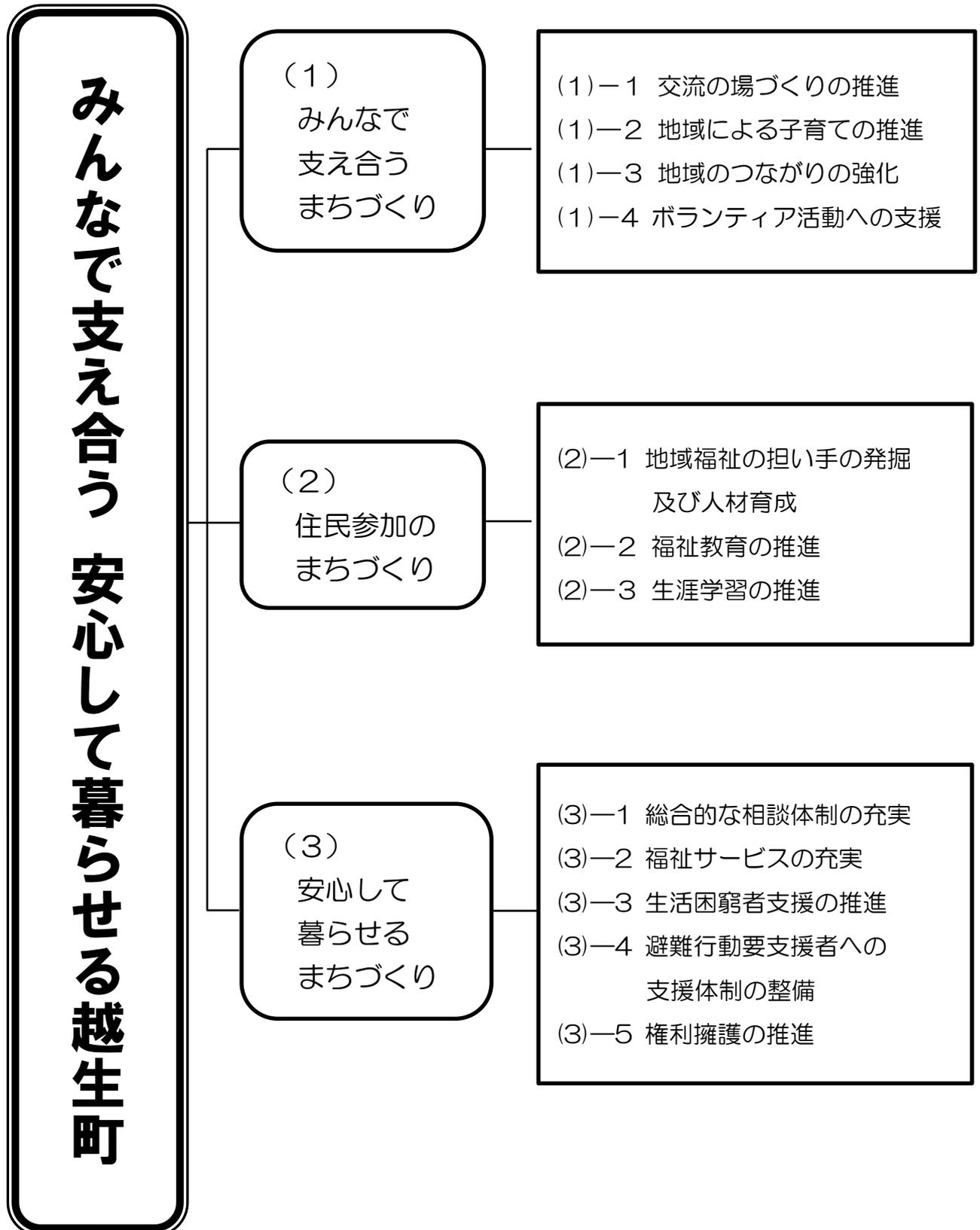
家族や地域社会の変化に伴い、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等の福祉分野において、課題が絡み合い複雑化、多様化するニーズに適切に対応しなければなりません。また、特殊詐欺等の犯罪行為では、手口が巧妙化しており、引き続き、ご近所同士の見守りや声掛け、防犯活動等を支援していく必要があります。

さらに、社会的認知度が低いためケアラー（ヤングケアラー）の存在が顕在化せず、支援が行き届かない実態もあります。社会との関わりが減り、孤立を深めることになるため、社会全体で支援する必要があります。

【方向性】

- ①地域全体で支える力を再構築し、誰もが支え、支えられる社会の実現を目指します。
- ②各分野における相談窓口の強化と、その対応においては関係機関同士、横断的かつ包括的な支援ができる体制づくりを推進します。

3. 施策体系



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

第1期地域福祉計画に示された個々の施策について評価を行いました。第2期地域福祉計画については、法改正の動向や今後の課題等を踏まえ各施策を推進します。

【成果の指標】

達成度		今後の見通し	
A	期待以上	A	拡充
B	期待どおり	B	継続
C	期待どおりでない	C	見直し
D	実施していない	D	廃止

基本目標1 みんなで支え合うまちづくり

【取り組み】

(1) ー1 交流の場づくりの推進

地域社会の変化に伴い、独居高齢者や日中独居高齢者が増え、孤独感を感じる人が増えています。そこで、誰もが気軽に集い、その人らしくいきいきと孤独感を抱えずに暮らしていける交流の場を行政区や地域の老人クラブなどが、独自でその地域にあった居場所づくりなど、自らの取り組みが展開できるように情報提供に努めます。

第1期計画の成果と今後の見通し

施策内容		達成度	今後の見通し
①地域組織・団体等の活動を支援	各行政区へ区運営費補助金を交付した。自主防災組織・自主防犯組織に対する支援を行った。	B	B

	地域づくり推進協議会・コミュニティ協議会では、各地区が実施している住民参加のまちづくりの活動に対し支援を行った。	B	B
	地区サロン・ふれあいいきいきサロンの開催を支援した。また、区内ニコニコ見守り事業への支援も行った。	B	B
②地域組織・団体等との情報共有、連携	区長会を開催し、各地区との情報共有を図った。また、自主防災組織や自主防犯組織に対する支援の情報提供を行った。	B	B
	地域づくり推進協議会・コミュニティ協議会では、定例的に会議を開催し、情報共有・連携を図った。	B	B
	社協だより・ボランティアセンターだよりを年6回ずつ発行し、各世帯に配布した。また、地区サロン代表者・老人クラブ代表者等との情報交換も行った。	B	B

(1) ー2 地域による子育ての推進

本町は、かつて地域全体で子育てを支援する意識が強く根付いていましたが、近年では、子どもの数の減少や地域コミュニティの希薄化などにより、地域の子育て機能の低下が指摘されています。

このような状況を改善するためにも地域や家庭の福祉力・教育力の再生が求められております。子どもたちへの積極的な声かけ、登下校の見守り等ができる環境づくりに努め、「地域の子どもは、地域で育てる」の意識の推進を図り、地域全体で子ども・子育てを支援する地域づくりを推進します。

第4章 施策の展開

第1期計画の成果と今後の見通し

施策内容		達成度	今後の見通し
①地域での子育て・見守り等の活動を支援	平成30年度から「在宅育児応援事業」を開始。子育て支援センターや保育園・幼稚園の事業紹介、育児相談など町の情報提供や子育ての不安や孤立の解消に努めた。ファミリーサポートセンターのサポート会員の講習会を毎年開催し、会員の増加と育成に努めた。	B	B
	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・さわやか相談員・スクールガードリーダーを配置した。	B	B
	平成29年度に子育て世代包括支援センターを開設した。また、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施した。	B	B
	住民による登下校時見守りボランティアの活動を支援した。	B	B
②地域組織・団体等との情報共有、連携	町内保育園、幼稚園の情報交換等を行った。また、園児の交流会を実施し、円滑な小学校接続を図った。	B	B
	スクールガードリーダー、防犯パトロール、見守りボランティア、交通指導員等と不審者情報や通学路の危険箇所等の情報を共有した。	B	B
	母子保健事業や健康づくり事業に食育の会の協力をいただいた。	B	B

	登下校時見守りボランティア活動を、各学校、各地域のボランティアへ情報を共有した。また、民生委員・児童委員から各地域へボランティア募集の声かけを行った。	B	B
--	---	---	---

(1) —3 地域のつながりの強化

高度情報化の急速な発展に伴い、価値観やライフスタイルが多様化する中で、地区活動への参加者を募るのは容易ではありません。活動や各種ボランティア活動に興味をもってもらい、多くの住民が地域福祉活動に参加することで、住民がお互いを知り、お互いに協力し合える関係を築けることが大切です。そのためにも、誰もが参加できる地域活動の実現に向けて支援を行っていきます。

第1期計画の成果と今後の見通し

施 策 内 容		達成度	今後の見通し
①地域福祉の取り組みに対する支援	地区サロンへの補助、地域づくり推進協議会へ補助金を交付した。	B	B
②地域福祉を推進する団体の設立を支援	各ボランティア団体へ助成を行い、活動の支援を行った。	B	B

第4章 施策の展開

(1) ー4 ボランティア活動への支援

社会福祉協議会内のボランティアセンターは、ボランティア活動の拠点として、ボランティアの人材育成や活動情報の発信などを行っていく必要があります。

そのために、社会福祉協議会のボランティアセンターの機能の充実を図るとともに、ボランティア活動をしたい人や求めている人に対して、気軽に相談ができるよう、体制の充実に努めます。

第1期計画の成果と今後の見通し

施 策 内 容		達成度	今後の見通し
①民生委員・児童委員等、地域組織・団体の事業や活動を支援	民生委員・児童委員協議会等に補助金を交付した。	B	B
②イベントや地域行事等を開催した際の、活動をPR	社会を明るくする運動を実施し、広報に掲載した。おごせ福祉作業所の「さぎょうしょまつり」の回覧を配布した。	B	B
③社会福祉協議会のボランティアセンター活動を支援	越生町生活支援体制整備事業を社会福祉協議会へ委託した。	B	B

基本目標2 住民参加のまちづくり

【 取り組み 】

(2) ー1 地域福祉の担い手の発掘及び人材育成

「福祉は人づくりから」といわれています。誰もが安心して生活するためには、全ての人々が日ごろから福祉に対する理解を深めるとともに、その機会が十分に与えられていることが重要です。地域福祉に興味はあるものの何をしたらいいのかわからないという隠れた人材も地域に埋もれています。社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉に関する講座やイベント等を開催し、地域福祉の理解を深めるとともに多くの人々を実践に“つなぐ”取り組みを進めます。

また、これまで積極的に活動してきた団体や人がさらに活動の幅を広げ、より深い専門性をもった地域福祉のリーダーとして活動できるように講演会、講座、研修会などの機会を増やします。また、これまで地域福祉に興味がありながらも、取り組めなかった人々たちを発掘するため、より気軽に参加できるボランティア体験の機会やサークル活動の充実を社会福祉協議会等と連携しながら取り組んでいきます。

第1期計画の成果と今後の見通し

施策内容		達成度	今後の見通し
①住民へ地域の福祉活動やイベント等の情報を発信	地域づくりモデル事業発表会や河川清掃、障がい者アート展の開催について広報等で周知した。	B	B
②ボランティアに関心を持つ住民を対象としたボランティア養成講座を、社会福祉協議会と連携して開催	越生町生活支援体制整備事業を社会福祉協議会へ委託した。	B	B
	ボランティア入門講座を開催した。	B	B

第4章 施策の展開

③地域福祉の活動団体と連携して、地域福祉に携わる人材の育成を支援	民生委員・児童委員協議会の定例会を毎月開催し、情報を共有した。	B	B
	ボランティア登録の推進と、活動の受給調整を行った。また、地域支え合いサービスの協力会員の活動があった。	B	B

(2) ー2 福祉教育の推進

小・中学校における福祉施設交流、ボランティア体験、認知症サポーター養成講座などを展開し、福祉体験学習の充実を図るとともに、福祉の総合学習講座等の開設に向けた検討も学校や社会福祉協議会等と連携しながら進めます。

また、障がいのある子どもが乳幼児期において、地域の中で障がいのない子どもと過ごすことは、ごく自然なことであり、ノーマライゼーション※の第一歩と考えられます。子ども同士の思いやりや認め合うというやさしい心を日常のかかわりの中で育みます。このようなことから、障がいのある子どもの保育園、幼稚園等での受け入れ体制の整備に努めます。

高齢者との交流の機会も増やし、昔遊び等を通して高齢者への思いやりや、歴史、文化の伝承を推進します。

※ノーマライゼーション：障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え方。

第1期計画の成果と今後の見通し

施策内容		達成度	今後の見通し
①福祉教育の推進	幼稚園・保育園のふれあい体験、支援籍学習、3days（社会体験）チャレンジ、朝清掃ボランティア活動、書き損じハガキの回収、使用済みペットボトルキャップの回収、赤い羽根・緑の羽根募金活動を実施した。	B	B
	中学生を対象に車いす体験、アイマスクガイドヘルプ体験、障がい者当事者の講話、ボランティア講話を実施した。また、小学校と高等学校へ福祉体験の補助金を交付した。	B	B
②福祉に関する情報提供、学習の機会を提供	小・中学生の保護者に対して、家庭教育学級（子育て講演会）を実施した。 敬老会への協力では、参加者に配布するコースターの作成及び吹奏楽部による演奏会を行った。また、福祉体験学習を充実させるため、白杖を使ったアイマスク体験、車いす体験、手話講座、盲導犬との交流、認知症サポーター養成講座を実施した。	B	B
	町内小・中学校、高等学校へ社会福祉協力校事業費補助金を交付し、児童・生徒の福祉体験の機会づくりを推進した。	B	B

第4章 施策の展開

(2) ー3 生涯学習の推進

誰もが意欲や興味に応じて、いつでも自由に学ぶことのできる機会や環境を整備し、生涯にわたり生きがいをもって過ごせるよう、学校、家庭及び地域の連携を図ります。

第1期計画の成果と今後の見通し

施 策 内 容		達成度	今後の見通し
①地域組織、団体等の活動を支援	「まなび亭出前講座」を周知し、地域交流の場づくりを支援した。	B	B
②地域組織、団体等との情報共有、連携	「サークルの会員募集」を年1回発行し、地域組織等の情報を共有した。	B	B

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

【 取り組み 】

(3) ー1 総合的な相談体制の充実

地域で暮らしていく上で、生活や福祉に関わる様々な困りごとを抱える住民のための相談は、住民にとって身近で総合的かつ的確なものでなくてはなりません。一つの困りごとの背景には、高齢、障がい、健康、家庭環境、孤立化、就労、多重債務などの要因が複雑に重なっています。民生委員・児童委員、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会、関係機関等との連携を図り、各分野での様々な施策、取り組みが効果的に展開できるように、総合的な相談体制づくりに努めます。

第1期計画の成果と今後の見通し

施 策 内 容		達成度	今後の見通し
①住民が身近な窓口で気軽に相談できる体制づくり	民生委員・児童委員、社会福祉協議会と連携し、スムーズに相談できるよう努めた。	B	B
②相談窓口の情報提供に努め、相談機能の充実を図る	民生委員・児童委員を通じ、情報提供を行った。	B	B
③分野ごとの連携・協力により、総合的な相談窓口体制（重層的支援体制整備）の推進	小さな町ならではの連携により重層的な相談に対応する窓口体制を実施した。	B	B

第4章 施策の展開

(3) ー2 福祉サービスの充実

生活環境、ライフスタイルの変化に伴い、複雑、多様化する福祉ニーズに対応するため、家族、地域住民、事業者、行政などが相互に連携し多様なサービスの提供体制整備を図るとともに、福祉サービスの質及び量の充実に努めます。福祉サービスを提供するだけでなく、利用者や家族が安心してサービスを受けられるように、また利用者が自立した生活を送ることができるように、包括的なサービスを提供するためケアマネジメント機能の充実に努めます。

第1期計画の成果と今後の見通し

施 策 内 容		達成度	今後の見通し
①相談窓口の充実	福祉に関するガイドブックを活用し、きめ細やかな相談体制に努めた。	B	B
②住民向け、事業者向けの情報提供	広報や町ホームページ、障がい福祉ガイドブックに掲載し、周知を行った。	B	B
③利用者が安心して選択し、利用できる福祉サービスの質及び量の充実	関連計画に沿い、福祉サービスの充実に努めた。	B	B

(3) ー3 生活困窮者支援の推進

生活に困窮している住民に対して、就労その他の自立に関する相談支援や、離職により住宅を失った人を対象とした住宅確保給付金の支給、就労準備支援・学習支援等を行い、生活保護に至る前の自立支援を行います。

第1期計画の成果と今後の見通し

施策内容		達成度	今後の見通し
①身近な地域で、様々な相談ができる体制づくり	健康福祉課を窓口とし、状況に応じて、埼玉県西部福祉事務所、社会福祉協議会、アスポート相談支援センター、彩の国あんしんセーフティネット事業者等へ繋いだ。	B	B
②「生活困窮者自立支援制度」や「彩の国あんしんセーフティネット事業」などの制度の周知	パンフレットを配布し、周知に努めた。	B	B

第4章 施策の展開

(3) ー4 避難行動要支援者への支援体制の整備

越生町地域防災計画に基づき、防災を心がける意識を醸成し、災害時における避難行動要支援者を地域で支える仕組みを構築します。避難行動要支援者登録制度の周知を行い台帳登録、個別避難支援計画（個別計画）の推進を図ります。

第1期計画の成果と今後の見通し

施策内容		達成度	今後の見通し
①住民に対しての、防災に対する意識啓発、情報伝達	ハザードマップを作成し、地域の防災力の向上に努めた。防災リーダーを養成するため、防災士資格取得者へ補助金を交付した。また、防災行政無線・防災行政無線テレホンサービス・登録型メール配信サービス・エリアメールなど多様な手段で情報伝達を行った。	A	B
②民生委員・児童委員や区長などと連携し、避難行動要支援者の実態を把握	避難行動要支援者名簿を活用し、地域の要支援者について把握を行った。	B	B

(3) —5 権利擁護の推進

認知症や障がいのある方々が、安心して生活が送れるよう、財産管理や公的な手続きについて、本人に代わって行うことができる「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートネット）」や「成年後見制度」があります。これらの制度の周知と利用促進に努めます。

また、高齢者、障がい者、子どもの虐待や家庭内での暴力（DV）の問題について、早期発見と迅速・適切な対応を積極的に取り組むことが求められています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成28年4月1日から施行され、行政機関だけでなく民間事業者に対しても障がいを理由として、サービスの提供の拒否や制限をする行為などの差別を禁止しています。あわせて、障がいのある方から、何らかの配慮を求める意思表示があった場合は、負担になりすぎない範囲で社会的障壁を取り除くための必要でかつ合理的な配慮を行うことが求められます。

第4章 施策の展開

第1期計画の成果と今後の見通し

施策内容		達成度	今後の見通し
①広報や相談支援の場などにおいて制度を普及啓発	障害者週間・障害者差別解消法について広報に掲載した。また、障害者差別解消法に関する講演会を実施した。	A	B
②利用者の権利が侵害されないように権利擁護に関する普及啓発や成年後見制度などの相談窓口の充実	市民後見人養成講座修了者を対象にフォローアップ研修を実施し、修了者への継続的な意識啓発に努めた。	B	B
	健康福祉課内に、障がいを理由とする差別の相談窓口を設置した。	B	B
③市民後見人の育成を支援	市民後見人フォローアップ研修を実施した。さいたま家庭裁判所飯能出張所管内、初となる市民後見人1名が誕生した。	A	B
④虐待防止に向けた支援体制を整備	障がい者の虐待について、障害者虐待防止法に基づく対応マニュアルに沿い、対応を行った。	B	B
	高齢者の虐待について、必要に応じて訪問、面談、会議の実施等、虐待防止法に基づく対応を行った。	B	B
	相談や通報を受けたら、迅速に対応を行った。日頃の報告・連絡から個別ケース会議の実施まで、関係機関との情報共有や連携を密にした体制で早期発見に努めている。また、子ども家庭総合支援拠点を設置した。	A	B

■ 越生町成年後見制度利用促進計画

【計画策定の趣旨及び目的】

平成28年5月に施行された、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

国においては、令和4年3月25日に促進法第12条第1項に基づく第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定されました。市町村は、同法第14条第1項に基づき、国の基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産管理、身の回りの世話のために介護サービスや施設入所などに関する契約の締結、遺産分割協議をする必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益であっても正当な判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭うおそれもあります。

本町では、認知症や障がいのある方々が、財産管理や権利を守る成年後見制度を円滑に利用できるよう支援するため、令和2年4月に越生町成年後見センターを越生町社会福祉協議会内に設置しました。

また、越生町成年後見センターが適切かつ円滑な運営を行うため、越生町成年後見センター運営協議会を設置し、関係する機関との連携体制の強化を図っています。

そこで、本町では成年後見制度の更なる普及・啓発を行い、円滑な利用を推進するため「成年後見制度利用促進計画」を策定します。

【計画の位置づけ】

この計画は、促進法第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけます。

第4章 施策の展開

1. 現状と課題

令和5年度には、本町初となる市民後見人が誕生しました。今後も「市民後見人養成研修」の修了者である後見支援員の活動を支援し、市民後見人の増員に努めます。

また、知的障がいや精神障がい等により成年後見制度が利用される場合では、後見の期間が長年にわたることが予想されます。個人が長期間の後見業務を継続することは、限界がある場合も考えられるため「法人後見」という仕組みに、大きな期待が寄せられています。町内では「法人後見」を担う団体が少ない実態や、越生町成年後見センターの機能強化も今後の課題といえます。

2. 取組内容

(1) 地域連携ネットワークの構築

①地域連携ネットワーク

地域連携ネットワークとは、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みです。

「制度や相談窓口の周知」、「中核機関の整備とコーディネート機能の強化」、「後見人候補者の適切な推薦の実施」、「権利擁護支援チームの自立支援の実施」などを構築するものとされています。

②中核機関

中核機関とは、専門職による専門的助言等の支援の確保など、地域連携のネットワークとしてのコーディネートを担う機関です。様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門職や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を計画的に推進していくことが求められています。

本町においては、越生町成年後見センターを中核機関に位置づけます。

③地域連携ネットワーク及び中核機関の役割

以下の4つの役割を担います。

広 報	成年後見制度の利用促進が図られるよう、広報紙等により、町民、行政機関、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、医療機関等（以下、「関係機関」という。）などに対し普及・啓発を行います。
相 談	相談者の状況により、制度利用の必要性及び緊急性を判断し、必要に応じて申立支援や関係機関と連携した支援を行います。
利用促進	親族後見人候補者の支援や受任調整及び市民後見人の研修、育成、その後の活動支援を行います。
後見人支援	成年後見人等からの相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関や専門職など含めたケース会議を開催します。また、親族後見人等の孤立や不正の発生を未然に防止します。

④協議会

協議会とは、被後見人を日常的に見守る親族や後見人等をチームとし、そのチームに対し、法律・福祉の専門職団体や関係する機関が必要な支援を行えるよう、地域において専門職団体や関係する機関が連携体制を強化し、協力する体制づくりを進める合議体です。

本町においては、越生町成年後見センターの適切かつ円滑な運営を図るため、越生町成年後見センター運営協議会を設置しています。

（2）市民後見人の育成

身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人の育成に継続して取り組み、その後の活動の支援及び活用の推進を図ります。

本町では、市民後見人養成事業を越生町社会福祉協議会に委託しており、今後も市民後見人養成研修等を計画的に実施していきます。

第4章 施策の展開

(3) 越生町成年後見センターの機能強化

権利擁護に関する相談・対応、成年後見制度の周知・啓発、申立に係る手続き支援、親族後見人に対する相談支援、市民後見人の育成・支援を推進するとともに、地域連携ネットワークの中核機関として関係機関のコーディネーターの役割を担うなど、成年後見制度に関するワンストップ窓口としての機能強化を図ります。

(4) 成年後見制度の利用支援

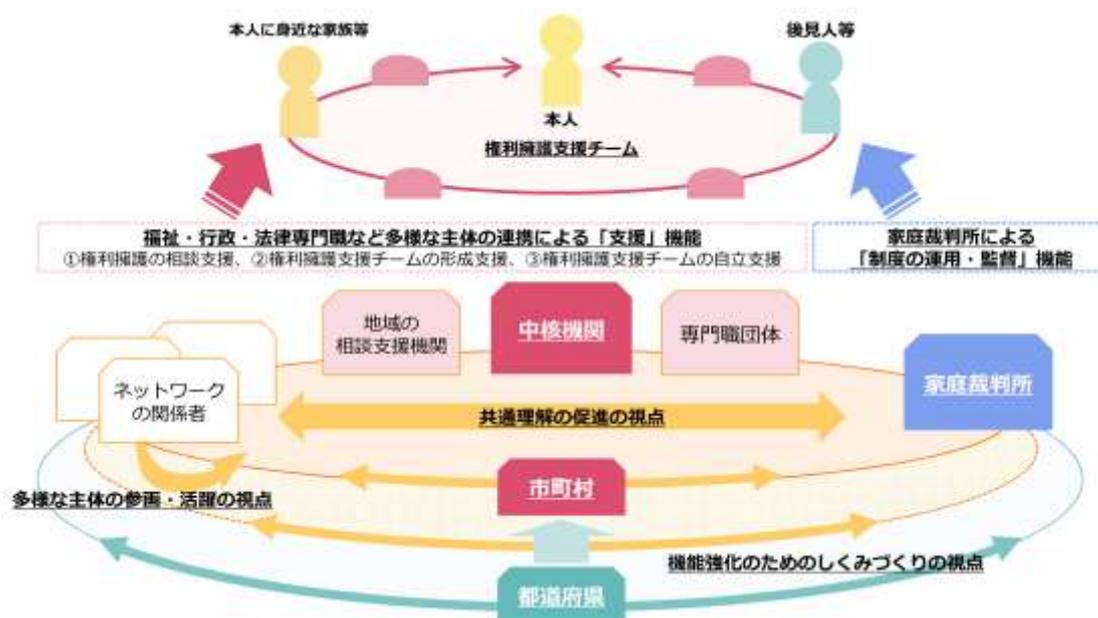
①町長申立て

判断能力が十分でない方で、後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、町長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

②報酬費用の助成

成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、成年後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

地域連携ネットワークのイメージ



出典：厚生労働省 資料「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」

■ 越生町再犯防止推進計画

【計画策定の趣旨及び目的】

平成28年12月に施行された、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）では、地方公共団体は再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有するとともに、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務となりました。

犯罪をした者の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存がある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在します。そのような者の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援する事が必要です。

そこで、本町では国の再犯防止推進計画及び埼玉県再犯防止推進計画を勘案し、越生町再犯防止推進計画を定め、犯罪をした者等を含めた全ての住民が安心・安全に暮らすことができる社会の実現に取り組むため、本計画を策定します。

【計画の位置づけ】

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として位置づけられます。

1. 現状と課題

(1) 再犯をめぐる状況

我が国の犯罪情勢は、刑法犯の認知件数が平成27年以降、令和3年まで戦後最少を更新し続けました。令和4年にはやや増加に転じたものの、全体としては比較的安定した状況にあります。しかし、検挙人員の約半数を再犯者が占めているなど、安心・安全な地域社会を実現する上で、再犯防止対策の充実が課題となっています。

第4章 施策の展開

(2) 保護司の現況

保護司の定数は、保護司法で全国5万2,500人と定められています。実人員は、近年減少傾向にあり、高齢化も進んでいる状況です。保護司の適任者の確保が急務といえます。また、女性の比率も課題となっています。本町では、保護司の定数が5名のところ実人員は4名となっており、女性の保護司はいません。

2. 取組内容

(1) 保護司会・更生保護女性会との連携

保護司は、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを助ける活動や地域の方々に立ち直りについての理解と協力を求め、安心・安全な地域づくりを行うための活動を行っています。

更生保護女性会は、次世代を担う青少年の健全な育成に努め、過ちに陥った人たちの更生を支えるボランティアです。更生保護の心を伝え、地域に更生保護の土壌を作り上げるための活動や立ち直りの支援とともに、非行防止や健全育成及び地域の子育て支援を行っています。

保護司の活動を支援し、更生保護女性会の活動に協力することにより、再犯防止の推進に努めます。

(2) 社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動を推進し、実施においては保護司や更生保護女性会との連携に努めます。

(3) 就労及び住居の確保

生活困窮者自立支援法に基づき、アスポート相談支援センター等と連携し就労の支援や住居の確保に努めます。

(4) 保護司及び更生保護女性会の人材確保

保護司や更生保護女性会の活動について、広く周知し町民への理解を深めます。また、町内の関係団体との意見交換会等を積極的に実施します。

第5章 計画の推進に向けて

1. 住民の役割

住民の誰もが、地域社会の構成員であるという意識と自覚を持ち、誰もが地域福祉の担い手として「共助の心」で、積極的に地域活動に参加し、住民一人ひとりやその家族を地域全体で支え合う体制づくりを構築するため、地域コミュニティ機能の再生・強化が求められています。

2. 関係機関や各種団体との連携

区長会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、たかとりクラブなど様々な団体等の活動を核としながら、保健福祉事業者及び関係機関との連携を一層高め、地域福祉推進に向けた体制を整備します。

特に社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられ、本計画の基本理念、基本目標を達成するためにも大きな役割を担うことが期待されます。

3. 庁内推進体制の充実

本計画は、越生町の地域福祉推進の指針となるものであり、計画の推進にあたっては、福祉、保健・医療をはじめ、教育、労働、住宅、環境など、住民生活と関連する幅広い分野にわたる関係各課と連携を図ります。課題解決においては、全庁的な問題と位置づけ横断的に対応できるよう、職員の意識改革、組織体制づくりを進めます。

4. 計画の評価・推進体制の確立

本計画の取り組みを効果的に推進するため、計画内容の進捗状況や各取り組み及び事業の方向性をチェックする評価体制の確立が求められます。このことから、委員会を設置し、町及び社会福祉協議会の施策・事業の評価結果を含めた現状確認や進捗状況、また今後の推進方法や対策などについて総合的に検討することとします。

資 料 編

越生町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成26年1月31日 要綱第3号

令和2年9月8日 一部改正

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく越生町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、越生町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他の計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 住民代表者
- (2) 福祉・保健・医療関係者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務が終了するまでの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をおき、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

越生町地域福祉計画策定委員会 委員名簿

	区 分	所 属	氏 名	備 考
1	住民 代表者	越生町区長会	松岡 徳一 田川 幸子	(~R5.3.31) (R5.4.1~)
2		越生町たかとりクラブ連合会	酒本 欽六	
3		越生町身体障害者福祉会	松村由美子	
4		越生町赤十字奉仕団	渡邊 静子	
5	福祉・ 保健・ 医療 関係者	社会福祉法人 かえで	福田 直子	副委員長
6		社会福祉法人 光	吉田あつみ	
7		越生町社会福祉協議会	坂口 淳	
8		越生町民生委員・児童委員協議会	酒本 幸子	
9		越生町民生委員・児童委員協議会	上木 佳枝	
10	学識 経験者	越生町教育委員会	青柳 高	委員長

※任期：委嘱の日から令和6年3月31日まで

資 料 編

越生町地域福祉計画庁内推進委員会設置要綱

令和2年9月8日 要綱第35号

(設置)

第1条 地域福祉の向上のための施策を総合的に検討し、地域福祉施策の推進を図るため、越生町地域福祉計画庁内推進委員会(以下「庁内委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定、見直し及び推進に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、地域福祉施策の推進のために、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織し、町長が任命する。

- 2 庁内委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は総務課長をもって充てる。
- 4 副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は会務を総理し、庁内委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長になる。

2 委員は、会議に出席できないときは、代理者を会議に出席させることができる。

3 委員長は、必要に応じて町の関係職員及び関係機関の出席を要請することができる。

(部会)

第6条 所掌事務に係る必要な事項を検討するため、庁内委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会員は、別表第2に掲げる職員のうちから、委員長が任命する。
- 3 作業部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会員の互選により定め、部会を総理する。

(庶務)

第7条 庁内委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

- 2 作業部会の庶務は健康福祉課において処理し、会議の報告を委員長に行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

<職名>

総務課長

企画財政課長

健康福祉課長

子育て支援課長

産業観光課長

まちづくり整備課長

学務課長

生涯学習課長

別表第2 (第6条関係)

総務課、企画財政課、健康福祉課、子育て支援課、産業観光課、
まちづくり整備課、学務課、生涯学習課、
社会福祉協議会から必要と認められた職員

資料編

計画の策定経過

(1) 越生町地域福祉計画策定委員会

年 月 日	内 容	備 考
令和5年 2月20日(月)	第1回越生町地域福祉計画策定委員会 ・委員の委嘱について ・第2期越生町地域福祉計画アンケート調査について ・今後のスケジュールについて	中央公民館 集会室
令和5年 9月26日(火)	第2回越生町地域福祉計画策定委員会 ・地域福祉に関するアンケート調査結果について ・第2期越生町地域福祉計画の骨子(案)について	役場 201会議室
令和5年 12月21日(木)	第3回越生町地域福祉計画策定委員会 ・第2期越生町地域福祉計画の素案について ・今後の予定について	役場 201会議室
令和6年 3月18日(月)	第4回越生町地域福祉計画策定委員会	役場 202会議室

(2) 越生町地域福祉計画庁内推進委員会

年 月 日	内 容	備 考
令和5年 12月25日(月)	第1回越生町地域福祉計画庁内推進委員会 ・第2期越生町地域福祉計画の素案について ・計画の策定経過及び今後のスケジュールについて	役場 201会議室

(3) 越生町地域福祉計画庁内推進委員会作業部会

年 月 日	内 容	備 考
令和5年 3月17日(金)	越生町地域福祉計画進捗状況調査	書面依頼
令和5年 8月23日(水) 8月24日(木)	越生町地域福祉計画進捗状況ヒアリング	役場 事務室内他
令和5年 9月21日(木)	第1回越生町地域福祉計画庁内推進委員会作業部会 ・地域福祉に関するアンケート調査結果(案)について ・第2期越生町地域福祉計画の骨子(案)について ・越生町地域福祉計画(計画の進捗及び次期計画の施策)について	役場 201会議室
令和5年 12月18日(月) 送付	第2回越生町地域福祉計画庁内推進委員会作業部会 ・第2期越生町地域福祉計画の素案について ・今後のスケジュールについて	書面開催

(4) アンケート調査、パブリックコメント

年 月 日	内 容	備 考
令和5年 2月27日(月) ～3月15日(水)	地域福祉に関するアンケート調査の実施	対象者 600人 回収率 55.7%
令和5年 12月27日(水) ～令和6年 1月26日(金)	第2期越生町地域福祉計画(素案)に対する意見募集の実施	町ホームページ 健康福祉課窓口
令和6年 3月18日(月) ～3月28日(木)	第2期越生町地域福祉計画(素案)に対する意見募集の結果公表	町ホームページ 健康福祉課窓口

第2期越生町地域福祉計画

(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月

発行 越生町

編集 越生町 健康福祉課

〒350-0494 埼玉県入間郡越生町大字越生 900-2

電話 049-292-3121 (代表)

Fax 049-292-6405

越生町のマスコット

「うめりん」

